

## 参議院選挙制度についての改正公職選挙法の成立に反対する声明

1 2015年7月28日、参議院選挙制度で合区を導入する改正公職選挙法（以下「改正法」という。）が、自民党などの賛成多数で可決・成立した。

改正法は「島根・鳥取」「徳島・高知」を合区にした上で、北海道、東京、愛知、兵庫、福岡の定数を各2増、宮城、新潟、長野を各2減とし、選挙区定数を全体で「10増10減」する内容である。

2 しかしこの改正法は、民意の過度の集約という従来の1人区の弊害を全く解消するものでもなく、国民の意思を正確・公正に議席に反映するものではない。

参議院議員選挙では、制度制定以来、選挙区が都道府県毎とされていた。そして、2013年7月21日実施の参議院選挙では、選挙区73議席（半数改選数）のうち1人区は全国で31あったが、そのうち29の選挙区で自民党が議席を獲得した。選挙区の自民党の得票率は42.74%であったにもかかわらず、1人区では93.54%ものほぼ独占ともいふべき議席を獲得する結果となっている。これはまさに実質的に小選挙区制度となる1人区の弊害が端的に表れた結果である。議席数が正確に民意を反映する選挙制度となるためには、都道府県単位の選挙制度を改め、民意を歪曲する一人区などの少人数の定数の選挙区をなくす必要がある。

参議院選挙制度に関する一票の格差を違憲状態とした2014年11月26日最高裁判決でも「国会において、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなどの具体的な改正案の検討と集約が着実に進められ、出来るだけ速やかに、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置によって違憲の問題が生じる前記の不平等状態が解消される必要があるといふべきである」と判示し、一票の格差の抜本的改善を行わない国会に対して厳しい批判を行っている。

しかるに今回の改正法では、一部の県選挙区を合区にしたにすぎず、都道府県単位の選挙区を維持したままである。選挙制度について何ら抜本改正を行っておらず、極めて不十分といわざるをえない。

3 また、今回の参議院の選挙制度改革については、先の最高裁判決を受け、投票価値の平等を実現するために抜本改革が求められていた。ゆえにこの抜本的改革のためには、国民全体での議論がなされ、国会で十分な審議が必要不可欠であったが、これまで国民に開かれた議論もなされず、また、国会の委員会等での審議もないまま、自民党らが数の力で一方的に成立させたものであり、許されるものではない。

4 自由法曹団は2014年12月25日付で意見書「参議院の意義とあるべき選挙制度」を発表し、民意の適正な反映のため、都道府県単位の選挙区を排し、全国を7ブロックに分けた大選挙区制を提言している。この大ブロック制になれば、一票の格差も1.04倍となり、改正法の制度導入による2.974倍（試算）を大幅に縮小できる。

自由法曹団は、改正法に反対すると共に、すみやかに現在の都道府県選挙区を前提とした選挙制度を抜本的な見直し、民意を正確に反映した選挙制度の構築を求めるものである。

2015年8月6日

自由法曹団  
団長 荒井新二